

2008年3月18日

〒550-8566 大阪市西区九条南一丁目12番54号
電話 06-6582-2854（代表）
FAX . 06-6582-2864
大阪市消防局 指導・広報担当 御中

〒 . 東京都足立区
（家庭の事情により電話番号省略）
（携帯、FAX、メールアドレスは無）
半沢一宣

JR西日本・新快速用223系電車での列車火災事故防止に関する要望書

前略失礼いたします。

標記の件につきまして、JR西日本と国土交通省近畿運輸局（鉄道部監理課）のいずれもが、列車火災事故の未然防止に消極的な姿勢をとり続けているため、是正指導をお願いしたく、通報申し上げます。

なお、私は大阪府など他の消防機関の連絡先を確認できなかったため、貴局へ通報することとさせていただきます。本件要望に係る問題が、貴局ではなく他の消防機関の所管事項である場合には、お手数とは存じますが、本要望書ほか関係資料一式を当該機関に御転送のうえ、転送先を私あて御連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

私は、学術調査などで近畿～九州方面へ出かける際に、JR西日本の新快速列車を時々利用します。

この新快速列車では、車内の移動もままならないほどの混雑が終日にわたり常態化しているうえ、トイレが8両編成に1ヶ所しかないため、朝の列車を中心に、トイレの前に順番待ちの列ができることがしばしばです。しかし、このトイレの混雑は、トイレを喫煙所代わりとして悪用している、一部の不心得者のせいでもあります。

その証拠として、新快速列車用の223系電車のトイレ、特にクハ222形2000番代車（姫路・播州赤穂方先頭車、弱冷房車）に設置されている車いす対応構造の広いトイレの床には、誰かがここで喫煙した証拠である、ここでたばこを踏み消したときにできたとか考えられない焼け焦げ跡を、容易に見つけることができます（同封の写真を参照）。

そうした中、私は、今年1月19日にJR神戸線の上新快速列車に乗車した際、その現場を目撃しました。（詳しい状況は添付資料の近畿運輸局あて要望書の冒頭を御参照願います。）

列車のトイレ内での喫煙が（トイレトペーパーなど可燃物があるため）列車火災事故につながるおそれがある、危険な行為であることは明らかです。また、後からトイレを利用する人が残留たばこ煙によって受動喫煙という健康被害を強要されたり、本来の目的でトイレを利用しようとする人が必要以上に長い時間待たされるなど、他の利用者に対する迷惑行為であることについても、議論の余地はありません。

私は、この問題をJR西日本（大阪駅に設置の投書箱「キク象ボックス」）と近畿運輸局に提起し、223系ほか近畿圏を走るすべての車両のトイレに、昨年東海道・山陽新幹線でデビューしたN700系電車のそれと同様の火災報知器（煙感知器）を取付け、列車内のトイレでの喫煙を抑止する対策を講じるよう求めました。

ところが、JR西日本からは「今後の参考とさせていただきます」と対応を先送りする回答しかなく（添付資料）、近畿運輸局もJR西日本のそのような姿勢を追認する見解を

示しています（添付資料）。近畿運輸局は「JR西日本に対し、車内放送、車内巡回を強化すること...について指導を行いました」としていますが、放送で禁煙を呼びかけるだけで違法な迷惑喫煙を根絶できるわけなどありませんし（昔から繰り返し呼びかけていても今なお根絶できていない事実がそのことを証明しています）混雑の慢性化に加えて8+4両の12両編成列車では中間乗務員室部分の通り抜けができない車両構造となっているため、近畿運輸局が思い描くような「車内巡回を強化すること」など、できるわけがありません。

私は、JR西日本や近畿運輸局が、列車内のトイレでの喫煙が常態化している事実があることを把握していながら、その対策を講じるのを先送りしようとしている現状については、列車火災事故の発生に係る「未必の故意」の認識の反映であると考えます。2003年2月に大韓民国の大邱（テグ）市で地下鉄放火惨事が発生した直後には、地下鉄だけではない国内すべての鉄道事業者が防火対策に神経をとがらせたものでしたが、JR西日本と近畿運輸局の姿勢を見ていると、いずれも「喉元過ぎて熱さを忘れてしまった」としか、私には思えません。

以上の理由から、私は、貴局に以下の2点を要望いたします。

1. 消防法第5条に基づき、JR西日本に対して、近畿圏を走るすべての車両のトイレに火災報知器（必要に応じてスプリンクラーも）を取り付けるよう、命じてください。鉄道車両は、同法第2条及びに言う「舟車」であり、消防法施行規則第5条2の2や消防法施行令別表第1（20）項などと組み合わせて考えると、同法第5条に言う「防火対象物」に該当すると考えられるからです。ちなみに、消防法施行規則第5条2の2に出てくる「鉄道営業法」第1条には「鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ」と、また鉄道営業法第1条が委任する「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第83条の4には「...旅客車...には、火災が発生した場合に初期消火ができる設備を設けなければならない」と、それぞれ定められています。
2. 消防法その他の関係する法令の改正によって、すべての鉄道車両のトイレに喫煙防止装置を設置することを義務づけていただきたい旨の要望を、国（総務省消防庁、及び国土交通省鉄道局）の担当部署にお取次ぎください。

上記2点の要望項目に係る回答（JR西日本への対応方の概要など）につきましては、年度末で何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、来月5日（土曜日）ごろまでに書面にてお知らせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、上記半沢自宅までお問い合わせください。

添付資料一覧

- 2008年1月25日付け・JR西日本からの回答書
- 2008年2月22日付け・国土交通省近畿運輸局あて要望書
- 2008年3月14日付け・国土交通省近畿運輸局からの回答書（日付は推定、3月17日（月曜日）に到着）
- 223系電車のトイレの床の焼け焦げ跡の写真（2枚）

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第626-24-87837-1号

平成20（2008）年3月19日 大阪西郵便局にて配達完了